

## スペインにおける民主主義への変遷

—政党の戦略・政策と選挙民の選択—

長谷川 高 生

Transition to the Democracy in Spain

—Strategies and Policies of the Political Parties and Elections of the Electorate—

Kosei HASEGAWA

In this paper, I analyze the political process of transition to the democracy in Spain more in detail than in my book, *From Dictatorship to Democracy—Spain and Japan—(1999)*. I try to examine political reality of the transitional process to the democracy, by considering the policies and disputes among the political parties and analyzing the results of elections in this process. As I offered in above-mentioned book, I divide this process into four periods: the period to December of 1973, the period from January of 1974 to July of 1976, the period from July of 1976 to 1979 and the period from March of 1979. In the first period, the authoritarian strategy from above by Franco regime was executed on illegal oppositions. But this period was ended by the assassination of L. Carrero Blanco. In the second period, C. Arias Navarro did the strategy of confrontation against democratic insistence of the labor movements and oppositions, but failed between the attack from the right and the refusal from the democratic oppositions. The third period is characterized with the strategies of consensus adopted by Adolfo Suárez. He took the policy of consent to both the arms, the conservative right and the parties of democratic opposition, and got the success of democratic transition. He could also execute the strategy of consensus to form UCD as a consociational party and to deal with the parties of AP, PSOE and PCE etc. In the fourth period the democratic system was established, but the strategy of confrontation between the ruling party and the opposition parties appeared again.

**Key words** : consociational democracy, transitional process, elections, strategy of consensus, UCD  
多極共存型民主主義, 変遷過程, 選挙, 合意戦略, 民主中道連合

- I. はじめに
- II. 第一局面
- III. 第二局面
- IV. 第三局面
- V. 第四局面
- VI. おわりに

## I. はじめに

20世紀後半のスペインにおいて、ある政治体制から別の政治体制への平和的移行がほぼ完璧に行われた。それはフランコ権威主義体制から民主主義体制への漸進的変遷過程である。筆者は拙著『独裁から民主主義へ—スペインと日本—』（1999年）でスペインにおける、こうした民主主義への変遷過程を四期に分けた上で、諸政党の立場と戦略の観点よりその移行過程を検討した。そこで本稿ではさらに詳細に、諸政党の政策や争点、これに対する選挙民の選択と選挙結果にまで立ち入って民主主義への変遷過程の内実を考察してみようと思う。前述の拙著で筆者が提示したように、スペインの民主主義への変遷過程は、体制側勢力・反体制側勢力によって用いられた戦略から、四つの局面に分けて考察することが適当である。第一局面は、フランコによる“上から”の「権威主義的戦略」が駆使された1973年12月までの時期であり、第二局面は体制反対派との政治闘争のなかで、アリアスが「対立戦略」を採用した1974年1月～1976年7月の時期である。第三局面はスアレスのイニシヤティブによる「合意戦略」で実質的に民主主義への変遷が決定的に進展した1976年7月～1979年の時期である。第四局面は民主主義体制が既に確定した1979年3月の総選挙以降、再び与党と野党との「対立戦略」が浮上してくる時期である。以下、政党の戦略・政策とこれに対する選挙民の選択を考察することによって、スペインにおける民主主義への変遷過程を追跡してみよう。

## II. 第一局面

### (1) フランコ体制下の政治諸勢力

前掲拙著でも述べたように、内戦以来40年間もの長期にわたってフランコ権威主義体制を支配してきたのは、①ファランへ、②軍、③伝統主義者、④テクノクラート、⑤教会、とくに世俗的カトリック団体のACNP(Asociación Católica Nacional de Propagandistas、スペインカトリック布教同盟)とオプス・デイ(Opus Dei、「神の御業」の意)の五つないし六つの支配グループであり、その支持基盤は中・上流保守層によって構成され、その経済的基盤は金融貴族と新しい工業ブルジョアジーが保持していた。

このフランコ体制の支配グループに敵対する反体制派を、権威主義体制の研究者リンスは、①準反対派、②脱法的反対派、③非合法反対派と三つに分類する。①準反対派は、フラータ・イルバルネやカルリスタ・君主主義者のように、フランコ体制に根本的には挑戦

せず、喜んでその権力に参加しようとするグループである。②脱法的反対派は、キリスト教民主主義者や社会民主主義者などに代表され、体制と人民とのあいだに挟まれアンビバレントな立場での動揺に終始するのみであった。③以上のフランコ体制に断固とした対決姿勢をとらない①②のグループに対して、明確にフランコ体制に敵意を表明してきた非合法反対派は主に、PCE (Partido Comunista de España、スペイン共産党)を中心とした潮流とPCEより右の諸勢力を統合・糾合しようとする潮流に分けられる。PCEはその細胞組織と党が領導する非合法の秘密労働組合CCOO (Comisiones Obreras、労働者委員会)を通して、フランコ体制と最も果敢に戦い、また体制が支配する垂直的労働組合OSE (Organización Sindical Española、スペイン労働組合組織)に浸透することに成功した。他方、PCEより右に位置するPSOE (Partido Socialista Obrero Español、スペイン社会労働党)やアナーキストの潮流は反共主義を掲げ、亡命国外派と残留国内派に組織分裂していた。さらにフランコ体制に対する闘争においてはその地方支部組織形態の組織的脆弱さが露呈し、垂直的労働組合への浸透化にも消極的であった。このように低迷していた体制反対派の運動が興隆の兆候をみせはじめるのは、経済の奇跡的發展が労働者階層の急成長と新しい諸階層の出現をもたらし、政治的多元主義への“下から”の圧力を促進する1960年代にはいつてからであった。

これらの反体制派の動向に対して、体制内反対派の「開放」派は体制の部分的改革を目指し、これら“下からの”政治参加の要求に対応するべく、1960年代半ばより、「国民運動」(Nacional Movimiento)の原則の枠内ではあるが、政治結社の承認を体制側に要求していくことになる。この政治的文脈の流れのなかで1960年代後半から、フランコ政権内で後にフランコ体制の「継続」派(Continuistas)にもなり得る「不動」派(Inmovilistas)と呼ばれる政治グループと、「開放」派(Aperturistas)と呼ばれる政治グループとの抗争が顕在化してくるのである<sup>1)</sup>。前者はオプス・デイ、軍、ファランへの一部に代表され、経済発展を達成したフランコ体制擁護の哲学を拠り所としていた。“政治発展”は否定しないが、“政治結社”の自由化には無関心で、ファラン側政治家には敵意を持っていた。後者は国民運動の長ソリス、フラータ・イルバルネ、シルバ・ムニョス、アレイルサなどに代表され、この時期の政治状況を反映して、その立場はアンビバレントなものであった。“政治結社”を通しての参加拡大の必要性を強調するが、国民運動全国会議の統制下で

の国民運動内の“政治結社”の自由化のみを承認する<sup>2)</sup>。さらにとくに、フラガ・イリバルネに代表される「発展」派 (Evolucionistas) も存在した。これは体制の一定の制度的修正によって、資本主義的自由民主主義への体制の、ゆっくりした平和的変容を目的としていた<sup>3)</sup>。

## (2) フランコ体制の改革

サン・ミゲルによると、フランコ体制の末期には、体制の色々な勢力から四つの改革計画が作成されていた。一つはソリスとフェルナンデス・ミランダの法案、第二にアリアス・ナバーロの計画、以上の二つは“民主主義なき民主化”をめざす「開放」主義的精神を反映するものである。第三に保守的改革をもくろむフラガ・イリバルネの計画がある。これは「発展」主義 (evolucionismo) に対応するものである。最後に合法的改革をめざすスアレスの計画である<sup>4)</sup>。以下、開放主義的計画から検討してみよう。

1967年1月の国家組織法は、フランコ体制の制度的集大成としてこれまでの六つの基本法のあいだに存在する矛盾を、有機的民主主義のもとに和解・統合すべく制定された<sup>5)</sup>。この基本法は第21条e号のなかできわめて曖昧な表現で“国民運動の原則内で、政治活動における意見の対照(相異)を善導する”ことを承認した。1969年6月の国民運動全国会議で承認された政治結社についてのソリス案は、“政治結社”ではなく“意見の結社”を育成しようとするものであった。その結社の権利には選挙参加も認められておらず、結社となるためには最低25,000人の加入員が必要であった。さらに結社の合法化の権限は国民運動全国会議に掌握されていた。それゆえにこの法案の制限的内容は、開放主義に内在する矛盾を反映して、政党システムの形成無しの政治結社を構築するものであった<sup>6)</sup>。民主反対派は、この体制内の政治結社過程に対して少しの利益も見いだしていなかった。一方体制側の人々はソリス案を受け入れる。ピオ・カバニャスは政治グループ、政治行動党 (Acción Política) を発起し、カンタレロ・デル・カスティージョはスペイン社会改革党 (Reforma Social Española) を設立し、ピニャールは右翼組織、新勢力党 (Fuerza Nueva) の登録を準備した<sup>7)</sup>。しかしこのソリス案はソリスがマテサ事件で排除されたため、発効せずに終わった。ソリスの後任に任命されたフェルディナンデス・ミランダによって、1970年5月に全国会議の常任委員会に提示された法案も、ソリス案と差異なく進展しなかった<sup>8)</sup>。

このような開放主義的傾向に対して、フランコ体制の諸党間の差異を一時的に凍結する第三の選択肢、

「継続」主義 (Continuismo) が台頭してくる。フランヘとオプス・デイ間の重大な矛盾を示した1969年8月のマテサ事件は、この「継続」派の主導者、カレロ・ブランコをフランコ政権の中枢に置いた<sup>9)</sup>。それゆえに1969年10月の内閣はオプス・デイの支配が貫徹し、1973年6月の内閣ではカレロ・ブランコが首相として、体制の「継続」の任務を果たすことになった<sup>10)</sup>。政治的、社会的変化を凍結するカレロ・ブランコの戦略は、国民運動の人々の望む政治結社法を麻痺化することと、労働運動・テロ活動への抑圧を深化することで成り立っていた<sup>11)</sup>。しかし1973年12月のETA (Euskadi ta Askatasuna、祖国バスクと自由) によるカレロ・ブランコの暗殺は、この戦略の限界を明白にし、継続主義の信用性を失わせた。このときより、ヒエラルキー・権威主義的戦略は実現の可能性を排除されることになったのである<sup>12)</sup>。

## Ⅲ. 第二局面

### (1) 第一次アリアス・ナバーロ内閣

カレロ・ブランコのあとを継いだ1974年1月のアリアス・ナバーロ内閣は、コルテスの前での有名な2月12日の演説のなかで以前のものよりも進んだ開放主義的計画を発表した。この発表がフランコから出たものかアリアス自身のものかは、確定し得ない。おそらくフランコなしでは、フランコ体制は支えきれないという体制の必要性からの、統制された計画であったにちがいない。それゆえに1974年12月承認の政治結社の権利に関する政令法は変化のための、この統制された計画の曖昧さに対応して、政治結社を国民運動の原則内に限定し、政治結社の承認・解散・統制の支配権を国民運動全国会議に与えている<sup>13)</sup>。この法令は、国民運動内に存在する色々な“集団”を合法化し浮上させる試みであった<sup>14)</sup>。それゆえ同種のイデオロギーの集団でもシルバ・ムニョスの“キリスト教民主主義”、カンタレロの“社会主義”は合法性を獲得できたが、ルイス・ヒメネスのキリスト教民主主義、PSOEの社会主義は非合法であった<sup>15)</sup>。この法令により承認された政治結社としては、スアレスが所属していたUDPE (Unión del Pueblo Español、スペイン人民連合)、Anepa (Asociación Nacional para el Estudio de los Problemas Actuales、現代問題研究全国協会)、カンタレロ・デル・カスティージョの主宰する民主的なRSE (Reforma Social Española、スペイン社会改革党)、伝統的なUNE (Unión Nacional Española、スペイン全国連合)、民族的なAP (Asociación Proevista)、民主キリスト教的なUDE (Unión Democrática Española、

スペイン民主連合)、ファランヘ主義のFNE (Frente Nacional Español、スペイン国民戦線)、カルリスタのFI (Frente Institucional) などが挙げられる。しかしこれらのどれも機能的完全性を達成するまえに消滅した。<sup>16)</sup> 1974年9月には7月以来重病で、自らに代えてフアン・カルロスを国家首長に任じていたフランコが、再びその地位を復帰する。10月には反開放主義の非難的であった情報相ビオ・カバニャスがアリアス・ナバーロによって辞職させられた。これはこの政府が継続主義と開放主義とのあいだで苦悩していたことを反映している<sup>17)</sup>。

以上の体制内諸勢力の矛盾・拮抗の危機状況に対して、反フランコ勢力はようやくにして長い秘密闘争から抜け出し、1974年から組織立った運動を展開していく。まず1974年7月パリでJDE (Junta Democrática de Español、スペイン民主評議会) がPCE、PSP (Partido Socialista Popular、人民社会党、ティエルノ・ガルバン主導)、ASD (Alianza Socialista Democrática、民主社会同盟)、CCOOなどの労働組合、カタルーニャ会議などの政治グループ、カルボ・セレール、ガルシア・トレビハーノなどの人物、PTE (Partido del Trabajo de España、スペイン労働党)、ASA (Alianza Socialista de Andalucía、アンダルシア社会主義同盟)、FID (Federación de Independientes、民主独立派連合)、近隣集団、主婦連、青年クラブ、女性運動、文化運動などの全種類の諸結社により設立された<sup>18)</sup>。そのプログラムは以下の12点にまとめられる。それは①臨時政府の設置、②政治犯の恩赦、③全政党の合法化、④労働組合の自由、⑤ストライキ、集会、デモの権利、⑥出版、情報の自由、⑦司法の独立、⑧軍の中立性、⑨自治の承認、⑩国家と教会の分離、⑪12～18カ月間の人民協議 (Consulta Democrática) の開催、⑫EECへの加盟である<sup>19)</sup>。1975年6月には、PCD (Plataforma de Convergencia Democrática、民主勢力結集綱領) が設立された。PCDは、PSOE、UGT、ID (Izquierda Democrática、民主左派、ルイス・ヒメネス主導)、USDE (Unión Social Demócrata Española)、ORT (Organización Revolucionaria del Trabajo、労働革命組織)、MC (Movimiento Comunista、共産主義運動)、PC (Partido Carlista、カルロス党) などで形成された<sup>20)</sup>。これら、JDEとPCDとが、①政治犯の釈放と亡命者の帰還、②人権・政治的自由の有効かつ完全な行使、③スペイン諸民族・地方の権利・政治的自由の完全・即時・有効な行使、④立憲期間の開設など、“民主的決裂” (ruptura democrática) を実現する諸点に関して協定を達成す

る<sup>21)</sup>。ここから、一つの調整委員会 (Comité de Coordinación) が出現し、1976年3月にCD (Coordinación Democrática、民主勢力調整機構)、10月にPOD (Plataforma de Organismos Democráticas、民主主義組織綱領) が形成され、その主張も“民主的決裂”から“協定的決裂” (ruptura pactada) に和らげられていくのである<sup>22)</sup>。

## (2) 第二次アリアス・ナバーロ内閣

以上、反体制諸勢力が興隆するなかで、1975年11月20日のフランコの死は体制側の開放主義的計画の成否をアリアス・ナバーロの命運に託した。フアン・カルロス王の、アリアス・ナバーロの首相指名は、①アリアス・ナバーロを排除して、さらに「継続」主義的フランコ主義者を任命するか、②より明確に決然たる「開放」主義的人物を任命するか、という選択のなかで中道を選んだものであった。カルロスは継続主義に味方することも、軍や政治階級との紛争になる急速な改革を行うことも避けたのである<sup>23)</sup>。1975年12月のアリアス・ナバーロ内閣には開放主義者と目されたフラゲ・イリバルネ、アレイルサ、ガリゲェスがそれぞれ内相、外相、法相に起用された。この時、変遷のあとの立役者となるスアレスは、国民運動担当相であった<sup>24)</sup>。1976年1月、アリアス・ナバーロはコルテスに“スペイン風民主主義”をめざす改革案を呈示した。それは、①普通選挙の実施により現在の一院制議会 (コルテス) を二院制議会にすること、②共産党、アナーキズム諸党を除く全政党の合法化、③言論、集会、デモなどの規制を緩和すること、④刑法、テロリスト取締法の改正などを内容としていた<sup>25)</sup>。しかしこの改革案は、新しい選挙法、自治問題、垂直労働組合の解体などについての、時期を限定した具体的計画には言及せず、穏健な改革派さえ失望させるものであった<sup>26)</sup>。さらに1976年4月にコルテスに呈示したアリアス・ナバーロの政治改革案は10月のレフェレンダム、1977年前半の総選挙を予定するものであった。しかし、上からの全変換の断行と反対派の立憲議会の要求に対する拒否は、この改革の限界を示している<sup>27)</sup>。1976年6月承認の政治結社法は1974年の法令とはかなりの差を示し、国民運動全国会議による結社承認システムを取り消し、内務省の事前通知システムによる結社登録を採用した<sup>28)</sup>。政治結社の合法的承認の範囲を拡大するための、この法律に関わる刑法172条、173条の改正はスアレス内閣になってから行われる<sup>29)</sup>。以上の、アリアス・ナバーロ政権下のあまりに遅い改革のペース、さらには経済状況の悪化と限定的政治改革への人民の不満を前にしてカルロス王は、1976年7月初めアリア

ス・ナバーロ内閣の総辞職を受けた<sup>30)</sup>。このアリアス・ナバーロの推進してきた対決・分極化戦略は、色々な反対派の動員化能力を弱化するよりもむしろ強化するものであった。社会基盤からの大きな反体制圧力は君主制の政治的安定性さえも侵食し始めていたのである。それゆえここにいたり、反体制反対派、体制内の改革派、王などには、権威主義的戦略への反転の危険をまえにして、協調・合意戦略を始めるしか選択の道は残されていなかったのである<sup>31)</sup>。

こうした体制側の動静に呼応するかのように反体制派も組織化に専心していた。民主ブルジョア派の潮流のなかでは、ヒル・ロブレスのFPD (Federación Popular Democrática、民主人民連盟)、ルイス・ヒメネスのIDC (Izquierda Democrática Cristiana、キリスト教民主左派) などの5つのキリスト教民主主義諸党が1975年春に、EDCEE (Equipo Demócrata-Cristiano del Estado Español、スペイン国家民主キリスト教組織) を創設する。これは1976年1月末に、マドリードでヨーロッパの代表も含めて頂上会議を催した<sup>32)</sup>。その後2カ月を経ずしてヒル・ロブレスもルイス・ヒメネスも自らの大会を開催している。1976年3月の、スペイン民主主義評議会 (JDE) と民主勢力結集綱領 (PCD) との合併による民主勢力調整機構 (CD) の設立には、ルイス・ヒメネスは参加したが、ヒル・ロブレスはこれとも政府とも手を結ばなかった<sup>33)</sup>。社会民主主義の諸グループは民主勢力結集綱領 (PCD) への初期の加盟後1976年7月に、FDS (Federación Socialdemócrata、社会民主連盟) を設立する。社会民主主義グループの幾人かは、民主勢力調整機構 (CD) に残っていたが、憲法、労働組合、経済政策、PCEとの関係などについて一定の差異を持っていた<sup>34)</sup>。色々なリベラル派諸党は1976年8月に、AL (Alianza Liberal、自由同盟) 創設のために大会を開催している。以上のように中道諸党は、左翼の民主勢力調整機構 (CD) の“協定的決裂”政策のままで分裂の様相を呈してしまう<sup>35)</sup>。また右翼の方では、さまざまな保守的政治結社が1976年10月にフラガ・イリバルネを中心にAP (Alianza Popular、人民同盟) を形成する<sup>36)</sup>。

#### IV. 第三局面

##### (1) 第一次スアレス内閣

アリアス・ナバーロの辞職後、アレイルサかフラガ・イリバルネかと次期首相を考えていた大方の期待を裏切ってカルロス王は、王国顧問会議 (Consejo del Reino) 指名の3人の候補者中アドルフォ・スアレス

を任命した<sup>37)</sup>。スアレスは1968年から1970年までセゴビア県知事を勤め、1973年までは国営ラジオ・テレビの長官、1975年3月には国民運動事務局にはいる。彼は1975年7月には政治結社、スペイン人民連合 (UDPE) の長となり、12月に国民運動担当大臣としてカルロス王の最初の内閣に参加した、43歳の若いハンサムな男であった<sup>38)</sup>。このスアレス指名に左翼やフラガ・イリバルネ、アレイルサは反対であった。とくにフラガ・イリバルネはその改革案でアリアス・ナバーロのものとは異なり、政党をもって結社に代替すること、共産党を除く反対派の合法化などを準備していたのである。しかし、この改革案が基盤のコンセンサスに立脚していないことがスアレスのものとは異なっていた<sup>39)</sup>。これら、フラガ・イリバルネやアレイルサの協力拒否は、スアレスには逆に行動の自由を与える結果となる<sup>40)</sup>。スアレスのおもな仕事は、①適当な変化のリズムを見だし、②国民運動を解体し、③合法性のなかに反対派を統合することであった<sup>41)</sup>。そこでスアレスは、アルフォンソ・オソリオ主導の右翼キリスト教民主グループに支持を求めている。1976年7月成立のスアレスの第一次政権はこのオソリオが副首相に重用され、新大臣10人中、2人はタシト (Táctic) グループ、3人は右翼キリスト教民主主義のUDC (Unión Democrática Cristiana、キリスト教民主連合)、3人はスアレスのスペイン人民連合 (UDPE)、他の2人は無所属であった。その結果スアレス内閣は、アリアス・ナバーロのものとはよく似たものとなった。しかしその世代交代は市民戦の記憶のない、平均年齢43歳の大臣たちに政治的変遷の重大な職務を与えたのである<sup>42)</sup>。まず第一にスアレスは、自らの“上からの改革”を民主グループが示す“協定的決裂”の要求と一致するように方向づけた。スアレスはフランコ体制内部への交渉、左翼反対派との協定・合意戦略を続行し、1976年秋から冬にかけて、軍、コルテスから政治改革案の承認を取り付けた<sup>43)</sup>。しかしこの改革法案は、フランコ主義のコルテスのかなりの部分の自壊的承認を要求する内容であったので、スアレス政府には妥協的なものならざるを得なかった<sup>44)</sup>。その骨子は、①スペインの伝統として二院制議会の採用、②21歳の選挙年齢による普通・直接・平等・秘密選挙の採用、③350人の下院には比例代表制、207人の上院には多数代表制の選挙原則が適用されること、④国王は41名の上院議員を指名できること、⑤憲法改革に関しては国民投票を行うことなどである<sup>45)</sup>。1976年12月のレフェンダムでこの改革法案は、上下両院の多数代表制選挙原則を主張していたAPなどの保守派の反対や左翼反

対派のレフェレンダム棄権キャンペーンにもかかわらず、投票率77.7%、賛成94.2%で承認された<sup>46)</sup>。第二に最初は暗黙のうちであったが、徐々に明確化してきた民主反対派とのスアレスの協定は、反対派の様々な要求を受け入れた<sup>47)</sup>。スアレス内閣は、1976年7月の刑法修正、1976年7月・1976年3月の政治的恩赦、1977年2月の政治結社法改正、PSOE、PSP (Partido Socialista Popular、人民社会党、ティエルノ・ガルバン主導)の合法化、1977年春の国民運動・垂直的労働組合の解散など矢継ぎ早に民主化政策を実施していった<sup>48)</sup>。1977年3月には政府と反対派諸党の代表10人委員会との妥協の産物として、選挙法が公布された。この法令が1977年6月15日、1979年3月1日の総選挙の規範となる。選挙年齢(21歳)、被選挙能力(資格)、兼任不能などを規定し、下院はドント式の閉鎖名簿式比例代表制で県毎に最低2人の議員を選出するとする。これによって保守県・中道右翼諸党・大政党が有利となる。上院は多数代表制で県毎に4人の議員が選出され、人口の少ない農村県に利益することになる<sup>49)</sup>。1977年4月の共産党合法化は6月15日の立憲選挙をまえにスペイン政治の実質的な民主化の実現を示した。以上の、多元主義的制度化、立憲選挙過程にともなつて、UCDが民主的右翼内の妥協と協定のなかから、多極共存型政党として出現してくるのである<sup>50)</sup>。

1976年3月の、スペイン民主主義評議会(JDE)と民主勢力結集綱領(PCD)との統一機関、民主勢力調整機構(CD)の設立後には、“民主的決裂”から“協定的決裂”への戦術的転換が表面化してくる<sup>51)</sup>。この民主勢力調整機構は結束力も弱く、各諸党がまとまりなく活動していた。9月以降はPSOE、PCE、人民社会党(PSP)、民主左派(ID)の4党が事実上民主勢力調整機構の運営を代行する。一方、ヒル・ロブレスを中心とした反対派穏健派勢力は、キリスト教民主主義・社会民主主義・自由主義諸党を“穏健派綱領”に結集し、政府との交渉に備えた<sup>52)</sup>。10月には民主勢力調整機構は民主主義組織綱領(POD)を形成する。その主張は全政党・全労働組合の合法化に加え、地方自治法規、失業・インフレに対する経済計画、反対派と政府との団体交渉などであった<sup>53)</sup>。こうした反対派勢力の活動はほとんど効果をあげなかった。スアレスの巧妙な交渉能力によって、民主化政策に関するイニシアティブを完全に奪われていたのである。民主主義組織綱領(POD)は政治改革法案に棄権を訴えたが、レフェレンダムが政府の圧倒的勝利に終わるや、この組織は自然消滅する<sup>54)</sup>。

## (2) 1977年6月の総選挙

1936年の選挙以来、実に41年ぶりの自由選挙となった1977年6月の総選挙は、次のような政党状況で行われた<sup>55)</sup>。第一に、過度の政治的断片化は150以上の政党が選挙に参加したことに表れている。これはフランコ体制間に、多くの政治組織が国外指導部をもっていたこと、国内では大衆と接触のない小さなグループを通してしか生き残れなかったこと、理念・利益よりも人物と同一化するスペイン人特有の過度の派閥主義(personalismo)、「タクシー政党」(partidos-taxis)現象に表れているように、アングロサクソンのでプラグマティックな性格と対照的な完全性を求めるイスパニア的性格などの諸要因に依る。第二に、1977年6月15日直前の79の登録政党中半分以上が地方諸党であることは、全国関係に優位する地方関係とそれの国民政党勢力への大きな圧力を示す。第三に、1977年の諸政党とフランコ独裁以前の諸政党との乖離は多数の共和諸党とアナルコシンディカリスモの実際上の消滅に表れている。これは1960年代・70年代の社会学上の変化と40年間の独裁による反共和国宣伝によるものであろう<sup>56)</sup>。

総選挙の結果は選挙制の効果、選挙民の思慮もあって、多くの諸党のうち全国的規模の4つの政党として、新右翼AP、新中道右翼UCD、中道左翼PSOE、左翼PCEと、地方的規模の2つの政党として、古い中道右翼PNV (Partido Nacionalista Vasco、バスク民族党)、新しい中道右翼CDC (Convergencia Democrática de Cataluña、カタルーニャ民主中道党)のみが、実質的議会代表を得ることができた。投票の3.7%を占めた極右・極左のどれも議席を得ることができなかった<sup>57)</sup>。79.24%の投票率を記録したこの選挙は、次の明白な二つの特徴を示す。第一にUCD(34.8%)とAP(8.4%)の右翼(45%)とPSOE(29.4%)とPCE(9.3%)の左翼(44%)とが相対的均衡を示している。左翼の強い地域はマドリード、カタルーニャ、バレンシア、アストゥリアス、アンダルシア、右翼の強い地域はガリシア、エストレマドゥラ、カステイリアーラマンチャ、カステイリアーレオンであった。民族主義諸党は、カタルーニャ、バスクで広い支持を集めた。また反民主主義右翼の院外政治は、APに圧力をかけ、極左はPCEに影響を与えた。第二にこの選挙後、スペイン政党システムは分極的多党システムの様相を示す。すなわち、それは①主要諸党における双系の野党の存在、②一つの政党、あるいは一つのグループの中道的立場、③反国家的諸党の存在、④傍系の過激派への政治行動の分極化の危険性、⑤選挙民の支持の遠心

的傾向、⑥それゆえに、安定的政府・連合政権形成が困難であることなどを特徴とする政党システムである<sup>58)</sup>。さらにこの選挙で注目すべきは、キリスト教民主主義者と社会民主主義者の消滅である。キリスト教民主主義者の敗退の諸原因としては、①教会の支持の欠如、②そのプログラムの左翼主義がその潜在的選挙民たる保守中流階級と少ししか一致していないこと、③反フランコ主義の彼らが“決裂”でなく“改革”による民主主義への変遷を理解できなかったこと、④選挙に際し中道勢力と連合しようとしなかったことなどが挙げられる<sup>59)</sup>。一方、社会民主主義諸党の、RSE (Reforma Social Española、スペイン社会改革党)、PSDE (Partido Social Democrático Español、スペイン民主社会党)、PSOE(h) (Partido Socialista Obrero Español histórico、歴史的スペイン社会労働党)はプロレタリアートが穏健な態度を採用するという誤った想定をしたため、敗北したのである<sup>60)</sup>。

### (3) 1977年総選挙後のスペイン政治

総選挙後のスペインは、まだ真の議会制統治システムをもっていなかった。スアレスはコルテスに対して責任もなく、コルテスもほとんど立法的イニシアティブを獲得していなかった。スアレス政権の主役はスアレス政府と諸野党であった。スアレスの第二次政府は、UCD内の諸勢力のバランスとスアレスの個人的影響力を反映したものとなった。新政府は3人の軍大臣を国防大臣に一本化し、地方行政大臣職、経済大臣職を新設した<sup>61)</sup>。このUCD政府は1978年12月の立憲期間の終わりまで、諸党との多極共存型政策により変遷のリズムを統制したのである<sup>62)</sup>。この“合意の政治”戦略はUCDに明白に利益したが、APには大きな損害を与えた。またPSOEはこの戦略に少ししか利益を見いださず、一方PCEは民主主義の強化に熱心な党であることを示すために、色々な機会に議会でPSOEから離れUCDを支持した<sup>63)</sup>。

1977年6月以来の民主主義への変遷の第三局面でも、スアレスのUCD政権は、①経済政策、②地方自治の制度化、③憲法作成の3つの問題に関して、交渉の合意政策戦略を続行する<sup>64)</sup>。1977年10月のモンクローア協定は、変遷の複雑な政治過程に忙殺されていた経済的危機に対する政策であった。1977年の夏にはインフレ、失業、国際収支の欠損は高く、厳格な緊縮政策が要求された<sup>65)</sup>。協定の骨子は、①新しい財政制度の導入、②20%のサラリー増額の制限、③ペセタの切り下げ、④教育制度・社会保障の修正、⑤公的企業に関する新法令、⑥雇用の増大計画、⑦土地・住宅政策、⑧公共投資の拡大、⑨労働組合への財産返還などであ

る。PCEは協定の実現を監督するために、諸党を代表する超議会的委員会の設立を提案し、CCOOとともに協定に賛成した<sup>66)</sup>。しかしPSOEはスペインの政治闘争の焦点が社会主義者が全員代表されている議会から、社会主義者と共産主義者とが同じ割合で代表される超議会的委員会に移ることを望まなかった。そこでPSOEは、①政府を強く攻撃すること、②地方・総選挙の早期召集、③PSOEの旗のもとに色々な社会主義グループを統一することで、UCD、PCEの勢力拡大に対抗した<sup>67)</sup>。

地方自治問題については、1977年6月選挙の各党のマニフェストのなかで色々と言及されていた。右翼APは行政的脱集権化を、PSOE、PCEは、多少連邦的な解決を唱道した。UCDは基本的には第二共和制により採用された定式を拡大した。長い討議のあと新憲法は、歴史的民族性のあるカタルーニャ、バスク、ガリシアなどに対して二通りの自治手続き(151条)の承認過程を規定した<sup>68)</sup>。

合意政策戦略はまた、新憲法準備過程にも用いられた。UCD、PSOE、PCE、AP、民族諸党を代表する下院の「憲法草案作成委員会」により憲法協議が計画された<sup>69)</sup>。右翼は君主制を制度化し、市場経済を承認、政権の卓越性と安定性を保障する短い憲法を望んでいた。左翼は“議会制”君主制という条件を承認させ、経済分野でも国家のイニシアティブを求める代わりに建設的動議による政権の安定強化を承認した<sup>70)</sup>。歴史的ナショナリズム(民族主義)についてはフランコ体制がスペインの統一を強調して厳格な政治的・行政的中央集権主義、“スペイン人民のための民族自決原則”を主張したのに対して、民主的反対派は連邦主義的信念を表明していた。その結果、憲法2条は“スペイン人の共通かつ不可分の祖国たるスペイン国のゆるぎなき統一に基礎を置き”、“民族および地方の自治権ならびにこれらすべての結束”を承認する。すなわち憲法は中央集権主義的解決と連邦主義的解決のあいだの妥協をはかったのである。宗教問題においてもカトリック社会の信教を考慮して、一定の妥協が達成された(憲法16条)<sup>71)</sup>。以上、最終文面ではほとんど満場一致をみたが、APの5人の代議士はこれを拒否した。また民族問題ではバスク民族党(PNV)が棄権した<sup>72)</sup>。1978年12月の憲法レフェレンダムにおいては32.3%の高い棄権率を生んだが、投票の87.8%が新憲法を支持した<sup>73)</sup>。このかなりの政治的無関心に基づく棄権を生み出した要因としては、①合意の政治、②諸党のアイデンティティの危機、③多くの指導者の凡庸さ、④経済的危機、⑤テロリズムなどが挙げられよう<sup>74)</sup>。

#### (4) 民主スペインの政治

以上の独裁から民主主義への成功的な変遷過程も実質的にはフランコ体制の広い部分を残存させていた。それは1978年、1979年のフランコ追悼記念日のデモ、1978年11月の「銀河作戦」として知られる極右派軍人によるクーデター未遂事件などに表れている。また祖国バスクと自由(ETA)の分離主義・テロリズムは1978年1月から10月のあいだにバスクで、34人の死者、50人以上の負傷者、96件の爆発事件を起こした。祖国バスクと自由(ETA)に対するバスクでの社会的支持が、反テロリズム政策を困難にしているのである。これらの極右や、祖国バスクと自由(ETA)とGRAPO(Grupo de Resistencia Antifascista Primero de Octubre、10月1日反ファシズム抵抗グループ)などのテロ活動は、スペイン民主主義の安定性を脅かしている。これはまた、スペイン政治の遠心的傾向のある分極的多元主義のダイナミズムの表れでもあった<sup>75)</sup>。

マラバルは以上の民主主義への変遷の第三局面の政党システムの不安定性について次の諸点を挙げる。①UCDとPSOE間の差異が5.43%のみで、支配政党が欠如していると言えること、②イデオロギ的距離から考えれば、UCDとPSOEの同盟は難しいこと、③AP=UCD、PCE=PSOEのような単極の連合は右翼政府への敵意や修正された人民戦線を軍が受け入れないゆえに、その成立が難しいこと、④バスク民族党(PNV)やEE(Euskadiko Ezquerria、バスク左派)のような、議会における反国家的諸党の存在は、スペイン政党システムの基本的特徴である“分極的多元主義”に内在する危険を暗示していること、⑤単系よりもむしろ双系野党のダイナミズムによる左右からの政治闘争は、ほとんど融和的な政策を促進し得ないことなどである<sup>76)</sup>。

### V. 第四局面

#### (1) 1979年3月の総選挙、4月の地方選挙

1979年3月の総選挙では全政党が、選挙地図がまだ確定していないという信念で選挙に臨んだ。諸党の競争は、①農村地域、②穏健票、③1978年1月～3月の組合選挙でCCOOに投票した人々をめぐって集中した。まず第一に、UCDの支配と選挙システムによる農村の過剰代表は、PSOE、PCEによるガリシア、エストレマドゥラ、新旧カスティリアでのキャンペーンの強化をもたらした。第二に全選挙民の43%を占める中道・穏健票はおもに小農民、低・非手工業労働者によって代表される。この階層・票はPSOEにより強く切望されていた。第三に1977年にPSOEに投票し、

1978年にCCOOに投票した300万人の労働者票はPCEに強力に望まれていた<sup>77)</sup>。さらに分極的多元主義ゆえの戦略的競争も存在した。PSOEはUCDをフランコ体制と強い絆を維持する保守党と決めつけて、UCDを右翼に追いやりようとした。左翼諸党に対しては、社会主義票を小政党に浪費せず、有益なものにしようと主張した。PCEの戦略はPSOE票の一部をとらえることであった。しかし毛沢東主義の労働革命組織(ORT)やスペイン労働党(PTE)、トロキストのLCR(Liga Comunista Revolucionaria、革命的共産主義同盟)などの左翼小政党からの挑戦を受けなければならなかった。UCDは、PSOEのマルクス主義性・反宗教性を挙げて、中道票の大部分を防衛しようとしていた。また政治的に“有効な”票を主張して、さらにもっと右寄りの諸党からの防衛に努めた。CD(Coalición Democrática、民主連合=前AP)は右翼の連合を掲げて、UCDとPSOEとの連合を妨害しようとした。またその右からUN(Unión Nacional、国民連合)によって挑戦されていた。さらに、4つの政党の各々と隣接する諸党との競争は、民族主義・地方主義諸党の挑戦でより複雑な様相を呈していた<sup>78)</sup>。

この選挙の結果、政治的配列はより安定的なイメージを形成した。18歳まで投票年齢を下げ、選挙民を13.6%増大させたにもかかわらず、投票率は1977年の77.2%から68.1%に落ちた。棄権率も1977年の21.6%に比べて33.6%であった<sup>79)</sup>。右翼諸党は43%、左翼諸党は46%、民族主義諸党は9.9%の票を集めた。UCDは35.5%と最大の少数党、次点は30.8%のPSOEであった。1979年の新しい選挙地図は1977年選挙を例外的、不安定的結果として見ることを無効にしたようであった<sup>80)</sup>。この選挙でも重大な変化は、①棄権が増大したこと、②バスク左翼分離主義のHB(Herri Batasuna、人民戦線)、EE(Euskadiko Ezkerria、バスク左派)、アンダルシアのPSA(Partido Socialista de Andalucía-Partido Andaluz、アンダルシア社会党)のような地方主義諸党の増大であった。これらはスペインの民主政治の未来に影を落としている。とくに第二のものはスペイン政治における分極的多元主義の重大性を示している<sup>81)</sup>。またこの選挙ではUCDは、CDのリーダーであったアレイルサ、オソリオを引き入れ、明白に右翼的キャンペーンを行った。UCDは棄権率の高さによっても選挙年齢の引き下げによっても不利益を受けず、自己限定的な中道投票者の支持を維持し得た。UCDがPSOEによって農村地域の一定の基盤を奪われても、都市部やUCDが伝統的に弱かった地域ではその立場を改善できた。一方右翼CDは、右翼に自らの



政治空間を発見できずUCDに實際上吸収されてしまった。PSOEのアンダルシア、バスクにおける票の損失は、自治的要求に応じ得なかったPSOEの地方自治行政に対するその地方の不満の反映であった。また棄権はマラガ、カディス、コルドバ、ギブスコア、ビスカヤでPSOEに損害を与えた。PSOEは伝統的支持地域で票を失ったが、UCDが多数支配している36県中20県に進出した。しかし農村のカシキスモは考える以上の強力で、農村地域へのPSOEの進出は、UCDの支持の堅固さにはばまれた<sup>82)</sup>。PCEは241、235票(1.6%)だけ増大した。1977年選挙がその遅い合法化から被害を受けていたとしても、1978年の組合選挙でのCCOOの強さを考えると、PCEの進出は実に小さいものである<sup>83)</sup>。

1979年4月の地方選挙は、PSOEとPCE間の協定もあって、1,050万人を代表する27県都で左翼が勝利し、一方250万人を代表する23県都をUCDが獲得した。しかしこの選挙が前体制を代表する人々の地方政治権力との“民主的決裂”にふさわしい機会を提供すると考えるほどには、その結果は左翼には好都合ではなかった<sup>84)</sup>。また一方、この左翼優勢の選挙結果から生じた、国家の中央権力への統制力と地方政府への弱い統制力というUCDの政治的二重性は、党自身と全体としての政治システムの上に諸緊張をもたらすものであった<sup>85)</sup>。

## (2) 1979年総選挙後のスペイン政治

1979年の総選挙後のスアレス政府は、スアレスの側近のメンバーが重用され、UCD内の諸潮流のリーダーたちは排除された<sup>86)</sup>。この政府は、“合意の政治”戦略を廃棄し、“対決(対立)の政治”戦略を前面に打ち出していく。その対決は、①政府の経済政策・社会政策、②雇用創設における公共投資の不十分な役割、③乏しい失業保障、④教育政策、⑤国営ラジオ・テレビの改革、⑥地方団体の資産の欠乏、⑦自治州(Comunidad Autónoma)の設立という諸点にかかわるものであった<sup>87)</sup>。とくに最後のものは、この第四局面では重大なものとなった。

1979年10月のカタルーニャ、バスクにおける自治令に対するレフェレンダムは、多数が賛成票を投じた。カタルーニャでは88.15%が賛成し、39.56%が棄権、バスクでは90.29%が賛成し、40.29%が棄権している。十分な支持があったとは言えないが、この結果、両地方には第二共和制で認められていた以上の権力のある自治政府の成立が認められた。1979年12月のこれらの自治令の承認は、ガリシア、アンダルシアでの自治政治活動を一層促していくのである。

これらの自治承認過程のなか1980年2月のアンダルシアの準備レフェレンダムで政府が棄権を勧告したことは、UCDに対する不信を増大させた。また1980年3月のバスク、カタルーニャ議会選挙でのUCDの弱さと民族諸党の強さは、“合意の政治”の終焉を予感させるものであった<sup>88)</sup>。これに対して1980年5月スアレスは内閣を改組して、自らの立場を保持しようとした。しかし同月、議会の社会主義者たちがスアレスに経済的、自治的、公共秩序的諸政策をめぐって非難動議を呈示したことは、政府の威信を大きく崩す結果となってしまったのであった。さらにUCD内部でも離婚法、税制改革について不和が生じていた。これらの広い不満の蔓延ゆえにスアレスは、1981年1月末に辞任する。その後2月末EC関係大臣であったカルボ・ソテロが首相として跡を継ぐことになる。「変遷は終わった」とするカルボ・ソテロの就任演説は名実ともに、“合意の政治”の終焉を意味するものであった。以後、政府と野党との正常な対決が開始・形成されていくのである<sup>89)</sup>。以上の局面でのスペインの民主主義への変遷の不十分さは、①国家諸機関・自治体・地方団体改革の困難性、②経済的危機の重大性、③民主的右翼の団結の弱さに起因するものであった。安定的議会内多数の形成の困難さからの民主的右翼の統治能力の危機は、全体主義的右翼とバスク・テロによってさらに増幅されることになる<sup>90)</sup>。それゆえ1981年2月の極右軍人テヘロ中佐指揮の治安警備隊約150人による国会占拠事件はある意味では、“継続主義”の絶望的試みであり、また急速な民主化の脆弱性を示すものであったと言えるのである<sup>91)</sup>。

この民主主義の危機をまえにしてPSOEは、クーデターの非活性化、より有効な反テロ政策を掲げて、連合政権への参加を申請した。これは色々な政策決定において執行権力の社会的、議会的支持を強化しようとする意図からのものであった。PSOEは民主主義の安定化のための超党派的政治路線を継続するときはいつでも、政府への支持を準備していたのである。また後々の局面のためにとくに社会主義的な計画も考えていた<sup>92)</sup>。PSOEはこの時点においてはスペイン最高の人気のある政党あり、また内部統一のある唯一の政党になっていたのである。これと対照的にUCDは、1981年半ばには最終的な内紛状態に立ち至っていた<sup>93)</sup>。1981年10月のガリシア議会選挙では、APに次いで第二位に落ち、1982年5月のアンダルシア議会選挙では109議席中PSOEの66議席、APの17議席、UCDの15議席、アンダルシア社会党(PSA)の3議席と第三位に転落してしまう<sup>94)</sup>。このUCD政府への人民の支持の

減少が、UCD形成初期の多くの短所を暴露していくのである。変遷が一端完了すると、UCDはイデオロギー的団結が欠如し、単に伝統的手法、分有されたリーダーシップ、権力行使などの共通利益だけで結ばれていたがゆえに、UCDの統一の源泉は消滅してしまうのであった<sup>95)</sup>。この後UCDは左右に分裂し、1982年10月の総選挙では政権の座をPSOEに、野党第一党の地位をAPに譲ることになるのである。

## VI. おわりに

以上、スペインにおける民主主義体制の平和的達成は、現代世界における世界的潮流としての民主主義政治体制の増加・拡大動向に沿いつつ、またイギリス、フランス、ドイツなど民主主義の本場とも言うべきヨーロッパという歴史的環境において、スペイン国内の諸政党・諸勢力が民主主義の確立に向けて“合意の政治”を選択することによって成功のうちに成就されたのであった。本稿において筆者は、こうしたスペインの民主主義への変遷過程をとくに、この過程に重要な関連を有する諸政党の戦略・政策とこれに対する選挙民の選択に焦点をあてつつ論考してきた。諸政党が駆使した三つの「権威主義的戦略」・「合意戦略」・「対立戦略」を具体化・具現化する、こうした諸政策こそが実際の政治現実の舞台で政党と政党との論争点を形成し、さらに選挙民・国民がこれらの諸政策に対して選挙による審判を下すことによって、民主主義への実質的な変遷過程が形成されていったのである。したがって現代の政治世界において特筆に値するスペインでの「民主主義への平和的移行の達成」は、民主主義政治体制が世界政治の主要潮流となっているにしろ、こうした諸政党の提示する諸戦略・諸政策と選挙民・国民の反応との相互作用から生みだされていったと言えるであろう。

## 註・引用・参考文献

- 1) 拙著：独裁から民主主義へ—スペインと日本—, 125-127, ミネルヴァ書房, 1999 拙論文：独裁から民主主義へ—政党のダイナミズム—, 六甲台論集, 32(3), 145-146, 1985 San Miguel, L. G.: *Teoría de la Transición, Un análisis del modelo español, 1973-1978*, 44-46, Madrid, 1981その他 退化主義者 (Involucionistas) は、一種の悲劇的運命主義で、いかなる「開放」も不可逆的で共産主義に通ずると考える。中世秩序を倒しはじめたプロテスタントに悪の根源を見る人々。  
\* 本論文は上記拙著：独裁から民主主義へ—ス
- ンと日本—, ミネルヴァ書房, 1999の補足論文である。
- 2) Carr, R. and Fusi, F. P.: *Spain: Dictatorship to Democracy*, 179-183, London, 1979
- 3) San Miguel, L. G., op. cit., 62-65 フランコ体制の“7月18日の理念”としての、人間の精神的価値、社会的平和、公的秩序維持、地方的統一、カトリックと私有財産の防衛などへの尊敬は否定せず、むしろそれらの防衛のために資本主義的民主主義の方が権威主義体制より適合的とする。
- 4) Ibid., 83
- 5) Ramón Arango, E.: *The Spanish Political System: Franco's Legacy*, 150, Colorado, 1978 原誠・小林利郎・エンリーケ・コントララス他：スペインハンドブック, 450-451, 三省堂, 1982 これまでの六つの基本法とは、①1938年3月9日公布の労働法典、②1942年7月17日公布の国会設置法、③1945年7月17日公布のスペイン国民法典、④1945年10月22日公布の国民投票法、⑤1947年7月26日公布の国家元首継承法、⑥1958年5月17日公布の国民運動原則法。
- 6) Paniagua, E. L.: *El régimen jurídico de los partidos políticos en España(1936-78)*. Raúl Morodo eds., *Los partidos políticos en España*, 96-97, Barcelona, 1979 Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 186
- 7) Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 186-187
- 8) Ibid., 190 Paniagua, E. L., op. cit., 97-99 原誠・小林利郎・エンリーケ・コントララス他, 前掲書, 420
- 9) Huneus, C.: *La transición a la democracia en España. Dimensiones de una política consociacional*. Santamaría, J. ed., *Transición a la Democracia en el Sur de Europa y América Latina*, 243-286, Madrid, 1982
- 10) Tamames, R.: *La República, La Era de Franco*, 490-498, Madrid, 1979. Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 189-190
- 11) Santamaría, J.: *Transición controlada y dificultades de consolidación: el ejemplo español*. Santamaría, J. ed., *Transición a la Democracia en el Sur de Europa y América Latina*, 386-389, Madrid, 1982. Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 190-192
- 12) Huneus, C., op. cit., 263-264
- 13) Paniagua, E. L., op. cit., 100-102 San Miguel, L. G., op. cit., 85-86

- 14) San Miguel, L. G., op. cit., 86 色々な“集団”とは、正統ファランへ、オブス・デイ、ACNP、さまざまなファランヘ主義者たちを意味する。
- 15) Ibid., p.86
- 16) Esteban, J. y López Guerra, L. : Los partidos políticos en la Espana actual, 41-42, Barcelona, 1982
- 17) Díaz-Ambrona, J. A. O. : The transition to Democracy in Spain. Abel, C. and Torrents, N., Spain, Conditional Democracy, 23, New York, 1984
- 18) Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 42 Tamames, R., op. cit., 600
- 19) Ibid., 42-43 Story, J. : Spanish Political Parties: Before and After the Election. Government and Opposition, No.4, 482-483, Autumn 1977
- 20) Ibid., 43 Tamames, R., op. cit., 602-603
- 21) Tamames, R., op. cit., 602
- 22) Ibid., 603 Story, J., op. cit., 483. Santamaría, J., op. cit., 395. Carr, R. : Modern Spain, 1875-1980, 173-176, Oxford, 1980 Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 213-214
- 23) San Miguel, L. G., op. cit., 87-88
- 24) Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 209 Díaz-Ambrona, J. A. O., op. cit., 23
- 25) Ibid., 211 仲尾洋一 : 「フランコ以後」のスペイン, 100-101, 教育社, 1929
- 26) Ibid., 211 Coverdale, J. F. : The Political Transformation of Spain after Franco, 39-40, New York, 1979
- 27) Coverdale, J. F., op. cit., 40
- 28) San Miguel, L. G., op. cit., 88-89 Paniagua, E. L., op. cit., 103-104
- 29) Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 44
- 30) Coverdale, J. F., op. cit., 43
- 31) Huneus, C., op. cit., 267-268
- 32) Duelo, G. : Diccionario de Grupos, Fuerzas y Partidos Políticos Españoles, 55, Barcelona, 1977
- 33) Story, J., op. cit., 479-480
- 34) Ibid., 480 Duelo, G., op. cit., 68
- 35) Ibid., 479-480 Duelo, G., op. cit., 30
- 36) Ibid., 476-477
- 37) Coverdale, J. F., op. cit., 44 Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 217 3人とはロペス・ブラボ、シルバ・ムニェス、スアレス。
- 38) Ibid., 43-44 Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 217
- 39) San Miguel, L. G., op. cit., 96-97
- 40) Coverdale, J. F., op. cit., 45
- 41) San Miguel, L. G., op. cit., 90
- 42) Coverdale, J. F., op. cit., 45-46
- 43) Maravall, J. M. : La política de la transición 1975-1980, 24-25, Madrid, 1981
- 44) Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 56
- 45) Ibid., 56-59 Coverdale, J. F., op. cit., 50 中尾洋一, 前掲書, 112 若松隆 : 過渡期の政治—フランコ以後のスペイン—, 法学新報, 91(3/4), 338, 1984 Roskin, M. : Spain Tries Democracy Again. Political Science Quarterly, 93(4), 631, Winter 1978
- 46) Huneus, C., op. cit., 274 Coverdale, J. F., op. cit., 52-53
- 47) Maravall, J. M., op. cit., 25 若松隆, 前掲論文, 340
- 48) Ibid., 25 若松隆, 前掲論文, 340 Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 44-45
- 49) Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 59-68
- 50) Maravall, J. M., op. cit., 25
- 51) Tamames, R., op. cit., 600-602 Carr, R. and Fusi, F. P., op. cit., 201-225
- 52) 中尾洋一, 前掲書, 117-118
- 53) Story, J., op. cit., 483-484
- 54) 中尾洋一, 前掲書, 116-119
- 55) Roskin, M., op. cit., 629
- 56) Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 45-46
- 57) Ibid., 72-73 Santamaría, J., op. cit., 402-403
- 58) Maravall, J. M., op. cit., 36-38
- 59) San Miguel, L. G., op. cit., 131-132 Linz, J. J. : The New Spanish Party System. Rose, R. ed., Electoral Participation, A Comparative Analysis, 136, London, 1980にも、キリスト教民主主義の衰退の要因が挙げられている。国際的には、①Vatican II後の政治における教会の立場の変化、②ヨーロッパ諸国でのキリスト教民主主義諸党のイメージの没落、③政治と宗教との混合を望まない、多くのカトリックの人々の希望、④世俗的カトリック活動家、牧師の一部の左傾化などである。スペイン特有の要因も挙げられている。
- 60) Ibid., 132-133
- 61) Coverdale, J. F., op. cit., 81-83 国防大臣にはファン・カルロス王の支持者でリベラル派のマヌエル・グティエレス・メジャードが任命された。(Ibid., 50-51) スアレス自身は、この政府を中道左翼と述べているが、ヨーロッパでは中道右翼と分類されている。
- 62) Huneus, C., op. cit., 282-283 党のイデオロギーレベルと党の指導者レベルでの異質性は、多数党としての強化の可能性に問題を残している。

- 63) Ibid., 283-284
- 64) Santamaría, J., op. cit., 405 Huneus, C., op. cit., 278-279
- 65) Ibid., 406
- 66) Maravall, J. M., op. cit., 54, 165-166 Coverdale, J. F., op. cit., 92-93
- 67) Mujal-León, E. M. : The Spanish Left: Present Realities and Future Prospects. Griffith, W. E. ed., The European Left: Italy, France, and Spain, 93-94, Toronto, 1979
- 68) Newton, M. : The Peoples and Regions of Spain. D. S. Bell ed., Democratic Politics in Spain: Spanish Politics after Franco, 103-108, London, 1983 原誠・小林利郎・エンリーケ・コントレラス他, 前掲書, 418-420
- 69) 中尾洋一, 前掲書, 149-154 Coverdale, J. F., op. cit., 113-116 ファン・ソペーニャ: 民主化への道を歩むスペイン—新憲法草案をめぐる動きを中心に—, ソフィア, 33-35, 1979
- 70) Santamaría, J., op. cit., 408-409
- 71) Díaz-Ambrona, J. A. O., op. cit., 31-32 原誠・小林利郎・エンリーケ・コントレラス他, 前掲書, 454-455
- 72) Huneus, C., op. cit., 279-280 Santamaría, J., op. cit., 410
- 73) Maravall, J. M., op. cit., 56 ビスカヤは56.1%、ギプスコアは55.6%と棄権率が高い。
- 74) San Miguel, L. G., op. cit., 162
- 75) Maravall, J. M., op. cit., 55-56 Duelo, G., op. cit., 72-73
- 76) Maravall, J. M. : Political Cleavages in Spain and the 1979 General Election. Government and Opposition, 14(3), 303-304, Summer 1979
- 77) Ibid., 304-305
- 78) Ibid., 305-306
- 79) Maravall, J. M., op. cit., 註43), 57-58 Linz, J. J., op. cit., 119
- 80) Ibid., 57-58
- 81) Maravall, J. M., op. cit., 註76), 307
- 82) Ibid., 313
- 83) Ibid., 314
- 84) Maravall, J. M., op. cit., 註43), 59-60
- 85) Huneus, C., op. cit., 285
- 86) Esteban, J. y López Guerra, L., op. cit., 95
- 87) Maravall, J. M., op. cit., 註43), 174
- 88) Díaz-Ambrona, J. A. O., op. cit., 33-34
- 89) Ibid., 35
- 90) Maravall, J. M., op. cit., 註43), 173
- 91) Díaz-Ambrona, J. A. O., op. cit., 35
- 92) Maravall, J. M., op. cit., 註43), 176
- 93) Nash, E. : The Spanish Socialist Party since Franco. D. S. Bell ed., Democratic Politics in Spain: Spanish Politics after Franco, 55-56, London, 1983
- 94) Newton, M., op. cit., 118-119, 122
- 95) Díaz-Ambrona, J. A. O., op. cit., 37-38